

令和2年第1回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年1月20日 開会

令和2年1月20日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第1回教育委員会定例会

令和2年1月20日（月）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第1号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年1月分）について
報告第2号 いじめの状況等に関する調査結果について
報告第3号 新十津川町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

先日の12日に開催しました成人式では、ご出席いただき新成人を祝福していただきましてありがとうございました。また、今回は、令和2年第1回目の教育委員会定例会と

いうことで、本年もよろしくお願ひいたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願ひます。

◎富田主幹

それでは、令和元年12月18日から本日1月20日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。行事報告をご覧ください。12月18日、通学合宿の振り返り会ということで、11月12日から4泊5日で開催した通学合宿の振り返り会をゆめりあで行いました。今回の振り返り会には新田委員にも同席いただきまして、通学合宿に参加した27人の児童のうち24人、保護者23人の合計47人が参加し、子どもたちは夕食会で作ったメニューを再現し保護者と一緒に食べ、合宿時の写真をプロジェクターで鑑賞したあと、合宿後の成果と今後の約束事を話し合い、生活習慣について改めて保護者と確認し合いました。12月26日から1月8日、学習サポート事業でやまびこの開催を行っております。

冬期のやまびこを3回開催しております。参加状況につきましては、小学生低学年が延べ185人、高学年延べ139人、中学生延べ35人が参加しております。また、採点や指導のボランティアとしまして、学校教職員、PTA、ゆめクラブ指導者、学生ボランティア、ハーブガーデンの方々など延べ60人の方からご協力をいただいております。12月27日、柴田ピアノ教室生徒の全国大会出場報告ということで、2月1日から11日まで東京都で行われます第10回日本バッハコンクール出場報告に滝川の柴田ピアノ教室に通う町内生徒3人が報告に訪れております。この大会は、昨年末に行われた北海道地区大会で優秀な成績を挙げた成果によるものでございます。なお、町内の藤原ピアノ教室の生徒さんも同じ大会に4人ほど参加予定となっております。来週30日に出場報告の予定となっております。12月28日、小学生スキー教室ということで、当初2日間予定していましたが、そっち岳スキー場が27日、ナイターから一部オープンができ、1日開催で短縮しまして小学1年生を対象に25人が参加しております。スキー連盟の指導員11人から指導を受け、全員がリフトに乗れるまで上達しております。1月6日、行事報告には記

載がございませんが、1月6日、第50回全国選抜久枝剣道記念大会の経過報告ということで、愛媛県で開催され、指導者とともに町長に結果報告があり教育長も同席しております。小学生団体の部で残念ながら2回戦で敗退、個人戦でもほとんどが1回、初戦、2回戦で敗退する中、山本君が4回戦まで勝ち進み健闘をしております。1月10日、日本と台湾の日台国際野球大会の結果報告。12月25日から1月3日の台湾での国際大会に参加された中学2年生の熊谷陽輝さんが保護者とともに町長に結果報告がありまして教育長も同席しております。天候に恵まれず10日、10試合予定していましたが、天候の関係から7試合で4勝1敗2引き分けの結果で国内9チーム中4位入賞、個人的にも投打にわたり活躍されております。1月12日、令和2年成人式。ゆめりあにおきまして令和2年の成人式を開催しております。委員各位のご出席をいただき、成人該当者69人のうち当日は59人の出席がありました。厳かな中、式典に続きまして交流会では中学校の卒業時の担任の先生からのビデオレターの上映会やPRキャラクターこめぞーの登場で一段と楽しいひとときを過ごしております。1月13日、第42回全町子ども会かるた大会。今年はスポーツセンターで全町子どもかるた大会が開催されています。参加数は、小学校低学年が9チーム、同じく高学年が9チーム、中学生が5チーム、合計23チームで総勢88人が参加しております。結果は、小学校低学年が文京区Cチーム、小学校高学年は青葉区Aチーム、中学生の部青葉Aチームがそれぞれ優勝しております。小学生高学年と中学生それぞれの上位2チームにつきましては、今週末1月25日に長沼町で行われる空知大会に出場予定となっております。次に資料に記載がございませんが、中学校の部活の結果について報告いたします。12月25日から28日、兵庫県で開催されました第37回若鷹旗剣道大会で男子団体に出場しておりまして、惜しくも2回戦で敗退しております。もう1点、1月18日、岩見沢で開催されました第41回空知地区管楽器個人アンサンブルコンサートで吹奏楽部の8人が木簡八重奏で金賞を受賞し、2月15日、札幌市民ホールで開催される全道大会の出場権を得ております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

加えて、中学校剣道新人戦3位ということで、さきほどの校長会で伺っておりますので追加をさせていただきます。

◎久保田教育長

ただいま行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第1号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年1月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、報告第1号を説明いたします。議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校について、4年生に異動がございまして、男子1名が札幌市に転出しております。このことによりまして4年生男子は1名減の31人、男女合わせた在籍数は53名となっております。小学校全体では297人となっております。中学校は異動なく

て前月と同じ162人でございますので、総合計としまして今月の在籍は前月から1名減の459人となっております。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第1号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第1号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年1月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。6月と11月に実施した調査結果についてご報告をいたします。6月については、7月の定例会で報告しているものでございます。まず6月ですけれども、中段の表、結果では、4月から今日までいじめられたことがあると回答したのは、小学校が52人、中学校は6人で、小中合計で58人となっております。また、いじめは許されないことだと思う設問では、小学校が206人で調査対象の69.1%、中学校は123人で76.9%、小中合計で329人で79.4%となっております。なお、6月調査においては、小学校1年生は入学間もないために調査対象とはしておりませんでした。次に上段の表、11月の調査結果ですが、4月から今日までいじめられたことがあると回答したのは、小学校が58人、中学校は4人で、合計で62人となっております。

また、いじめは許されないことだと思うという設問では、小学校が合計で254人で86.4%、中学校では130人で83.9%、小中合計で右下の数字、384人で85.3%となっております。いじめられたことがあると回答した人数を比較しますと、あると回答した人数が11月のほうが多くなっております。これは設問が両方とも4月からということにしているものによります。ただ学年によっては11月調査のほうが減少している学年もございます。これは、6月の調査時点では嫌な思いをしていたのですが、11月時点では嫌な思いをしていないという状況であるため、嫌な思いをしていないという回答をしたものと思われるので、6月と11月で少し数字的に合わないという部分もございしますが、そのような理由で6月調査を忘れて11月の時点で回答をしてしまったという部分があるのではないかと考えております。なお、小学校では全児童の個別面談を行っておりまして、そのように嫌な思いをしたことがあると回答した児童に内容を確認しまして、聞き取りの結果、いじめと思われる場合は校内のいじめ対策委員会の対象としますけれども、それまでに至る案件はなかったという報告を受けております。

また、中学校でも全生徒を対象に実施している教育相談でこの結果を活用しておりますが、いじめの対象となる場合には学年の生徒指導委員会、更に必要であれば全校生徒

指導委員会にかけるとのこととなっておりますが、今年度においてはそのような案件はなかったということになります。1番下の表になります。いじめはどんな理由があっても許されないことだと思ふという回答について、6月と11月の変化についてグラフにしたものでございます。特徴的なものについて説明いたします。6月調査の時点でも報告しましたが、小学校2年生が48.8%と低かったのですが、これが11月調査では80%に向上しております。あと中学校2年生についても61.1%と、これも低かったのですが、75.9%に向上しているということで、これはいじめに対する先生方の対応の中で、いろいろな機会を通じて、いじめは許されないことであるという常日頃の指導の結果ではないかと考えております。また、小学校4年生についても若干6月で79.2%と低い数値でございましたが、小学校4年生につきましては、人権教育の時間も行っておりますので、その効果も表れているのではないかと考えております。全体としていじめは許されないことだと思ふという数値が11月調査では向上しているという内容でございます。参考資料としまして6ページにこれまでの調査結果の推移について表を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思ひます。以上、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果についての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

質問ではないのですが、下の棒グラフを見る限り、6月調査と11月調査で11月のほうが概ね全てパーセンテージが上がっているのが、皆さんの日々の努力の賜物ではないかというように思っております。このまま維持して続けていってもらえたらと思ひます。

ですが、少し気になるのは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思ふで、逆に、児童生徒が許されるような「いじめ」は、どういうふうを考えているのかと、そのようなアンケートはないですが、もし可能であれば少し聞いてみたいというところはあるので、機会があればよろしくお願い致します。

◎後木事務局長

この調査は北海道の様式に準じて行っているものですので、これ以外の項目については、なかなかまとめるというところまで至っていないという現状でございます。ただ私たちもこのいじめは許されないことだと思ふという中で、やっぱり子どもたちの中で温度差というのはきっとあるのだろうと思ひていますし、実際に普段の中ではからかい的なものはあるということで聞いておりますので、その部分では子どもたちの認識に差はあるのではないかと。何か機会があれば、先生方の聞き取りの中で、お聞かせ出来ることもあると思ひますので、何かの機会を通じてそのようなことが把握できれば、またお知らせしたいと思ひます。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第2号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第3号新十津川町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。一部改正する要綱は8ページ、9ページは新旧対照表となっておりますのでこちらのほうで説明をいたします。改正内容について9ページの新旧対照表で説明して見てまいります。まず第4条でございますが、自家用車の公用使用承認の制限におきましては、第10項を加えまして、この中で飲酒状況の確認について明記しております。(10)としまして、当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあっても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められる場合について、確認をするということになっております。続いて、第5条、公用使用承認等の手続におきましては、第1項で関係書類の原本確認と提出について明記しております。自動車検査証ですとか保険証等の原本を提示し写しを添付するという内容となっております。また、事務処理負担軽減の観点から、手続と様式を簡素化するために第5条の第4項におきまして別記様式3号、公用に使用する自家用車登録書の交付を廃止しまして、口頭による通知としております。また、同じく第5条第5項は、別記様式の繰り上げ規程でございます。第7項につきましては、前条に、第4条に、第10項として飲酒状況の確認について明記いたしましたので、これを受けて自家用車を公用に使用する場合は校長の確認を受けるということを明記しているものでございます。

次ページから10ページ以降に別記様式として改正されております。これは後ほどご覧いただきたいと思っております。附則として、この要綱につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。以上、報告第3号新十津川町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。1点、改正について、これは道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱が改正されましたので、この扱いに準じて改正するというものでございます。最初に申し上げておりませんでしたので、理由についてはこのような理由でございます。以上でございます。

◎久保田教育長

報告第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

自家用車の公用使用とは、例えばどのような、研修会に行くときとかそういったことなのでしょうか。

◎後木事務局長

定義等については、16ページからございます要綱に示されております。第3条におきまして自家用車の公用使用の基準がございます。この中で承認できるものについてうたっておりまして、全部で5つの項目がここに書かれております。災害等の緊急な場合、一般交通機関の運行密度が低い場合、巡回業務ですとか業務先が多くて一般の交通機関では遅延してしまう場合、そのほか4号、5号といったことで書かれておりますので、実際には、自家用車ではなくて公共交通機関を使っていたとというのが基本なのですが、ここに書かれているように、時間的なものですとか間に合わないという場合には使えるということになっております。

◎久保田教育長

例えば、具体的に言いますと、特別支援の児童生徒さんが遠方の病院に通院しており、病院が交通機関から離れているなどの場合に、自家用車の使用を認めてその担任の先生が病院の医師にいろいろ協議をしに行く場合など使っております。

◎荒山委員

この一部の災害の発生とは、緊急の場合、書類はもう既に出ているのですか。先ほどの説明では書類を出してということなのですかけれどもなくともいいということなのですか。

◎後木事務局長

基本的には事前ということになります。災害についてもある程度、前日から天気の状態とかそういう部分見て分かる場合もございますが、そうではなくて本当に緊急的に使う場合には、電話連絡して事後という場合もあるのかというふうに思います。

◎荒山委員

いろいろな場面があると思うのですけれども、災害のときに使えないようでは。

◎後木事務局長

そうですね。

◎荒山委員

その辺は臨機応変にしてください。

◎後木事務局長

まずは人命をどう守るかというのが1番になると思いますので。順番を考えながら使

うということになると思います。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

自家用車の公用使用をする頻度って結構あるのですか。

◎西村グループ長

研修に行く場合は把握していますが、それ以外については分からないというのは現状です。ですので、この（１）から（５）に該当するようなことで、多額な金銭を運搬するために使用するということはあまりないのではないかと思います。ここでは研修や病院に特別支援の子どもたちと一緒に付き添いで行く場合というものが主ではないでしょうか。

◎久保田教育長

中学校は、家庭訪問もそうです。

◎久保田教育長

小学校の家庭訪問は、学校に保護者が来てもらうようになったのですが、中学校の場合はこちらからです。

◎荒山委員

家へですね。

◎久保田教育長

家庭訪問は学校の先生の私用車を使っています。
それでは、よろしいですか。

（「はい」という声あり。）

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。いいですか。

（「はい」という声あり。）

◎久保田教育長

それでは、報告第３号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第３号新十津川町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、日程

第5、その他を議題といたします。事務局よりありますか。

◎後木事務局長
ありません。

◎久保田教育長
それでは、以上をもちまして、令和2年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子